

特許権	判決年月日	令和2年3月25日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	平成31年(行ケ)第10019号, 同第10030号		
○ 発明の名称を「L-グルタミン酸生産菌及びL-グルタミン酸の製造方法」とする発明について、サポート要件及び実施可能要件の違反がなく、進歩性を欠くものではないとされた事例。				

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消(結論)請求棄却

(関連条文) 特許法29条2項, 36条4項1号, 6項1号

(関連する権利番号) 特許第5343303号

判決要旨

1 本件は、発明の名称を「L-グルタミン酸生産菌及びL-グルタミン酸の製造方法」とする特許に対する無効審判請求について、請求不成立とした審決に対する取消訴訟である。原告らは、取消事由として、サポート要件及び実施可能要件違反、進歩性の欠如並びに明確性要件違反についての審決の認定判断の誤りを主張した。

2 本件の特許に係る発明(以下「本件発明」という。)は、グルタミン酸を生産するコリネ型細菌の浸透圧調節チャネルタンパクをコードする遺伝子(yggB遺伝子)を改変し、コリネ型細菌に様々な変異を導入して同チャネルタンパクからのグルタミン酸の排出を促し、グルタミン酸の生産量を増大させるというものである。上記変異の一つである19型変異に関するサポート要件及び実施可能要件について、本判決は、概要、以下のとおり判断して、審決の認定判断に誤りはないとした。

(1) 19型変異に関する実施例8について記載した明細書の【表7】には、19型変異株であるATCC13869-19株が、野生株に比して0.2g/L多くのL-グルタミン酸を生産したことが示されている。そして、それを受けて明細書の段落【0120】には、「ATCC13869-19株は親株のATCC13869株と比べてL-グルタミン酸蓄積が大幅に向上していた。」と記載されているから、それらの記載から、当業者は、19型変異について、グルタミン酸の生産を誘導する条件下ではない場合でも本件発明の課題を解決できるものであることを認識するし、過度の試行錯誤をすることなく、19型変異に係る本件発明を実施することができる。

(2) 原告らは、実施例8において、変異を導入していない野生株と19型変異株のグルタミン酸生産量の違いは0.2g/Lにすぎず、他の実施例におけるブランク値の値などからすると誤差の範囲内であるから、当業者は、実施例8から19型変異株のグルタミン酸の生産能力が向上したとは認識できないと主張する。しかし、他の実施例におけるブランク値の意義やグルタミン酸生産菌の培養条件は実施例又は培養ごとに異なることなどからすると、他の実施例の数値との比較で実施例8の値が誤差であったということはでき

ない。

3 本判決は、引用発明の認定について、引用文献である甲8 (Susanne RUFFERT, Reinhard Krämer 他「Efflux of compatible solutes in *Corynebacterium glutamicum* mediated by osmoregulated channel activity」European Journal of Biochemistry 247, p572-580, 1997年)の執筆者らが、自ら実験をした上で、その実験結果を分析し、グルタミン酸の排出が浸透圧調節チャネルタンパクではなく、担体タンパクによるものであるとの結論を導いていること及び優先日当時、グルタミン酸と同じアミノ酸の一種であるリジンが担体タンパクによって排出されることが明らかになっており、グルタミン酸の排出も担体タンパクによるものであることが甲8の共同執筆者の1人によって提唱されていたことからすると、甲8に接した当業者が、そこからコリネ型細菌の浸透圧調節チャネルタンパクからグルタミン酸の排出が行われていると認識すると認めるには足りないと判断した上、甲8に基づいて本件発明を容易に発明することができたとは認められないとした。